

瀬戸市教育委員会 1 月定例会

1 報告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (教育政策課長)・・・P 1
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (教育政策課長)・・・P 3
- (3) 令和 6 年 1 2 月情報公開請求について
(教育政策課長・学校教育課長・図書館長)・・・P 5
- (4) 令和 7 年度儀式等について (学校教育課主幹)・・・P 6
- (5) 令和 6 年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る
文部科学大臣表彰の決定について (学校教育課長)・・・P 7
- (6) 瀬戸市公民館の施設の使用に係る減免基準の策定について
(まちづくり協働課長)・・・当日配布
- (7) 「第 17 回 NIHONGO スピーチコンテスト」結果について
(まちづくり協働課長)・・・P 8
- (8) 「第 73 回瀬戸地方近郊駅伝競走大会」及び「Green Ctiy Cup 第 14 回瀬戸市小学生
駅伝大会」の結果について (参事兼スポーツ課長)・・・P 9

2 議案

- 第 1 号議案 令和 6 年度瀬戸市教育委員会 3 月補正予算 (案) について
(教育政策課長、学校教育課長、文化課長
参事兼スポーツ課長)・・・P 12・当日配布
- 第 2 号議案 令和 7 年度瀬戸市教育委員会当初予算 (案) について
(教育政策課長、学校教育課長、図書館長、まちづくり協働課長、
参事兼スポーツ課長)・・・P 13・当日配布
- 第 3 号議案 瀬戸市立学校設置条例の一部改正について (教育政策課長)・・・P 14
- 第 4 号議案 瀬戸市事務の補助執行に関する協定書の一部改正及び協議の申し入れ
について (教育政策課長)・・・P 16
- 第 5 号議案 瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正について
(教育政策課長)・・・P 27
- 第 6 号議案 市立学校における休業日の指定について (学校教育課長)・・・P 30
- 第 7 号議案 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の参加について
(学校教育課主幹)・・・P 31・別添資料
- 第 8 号議案 令和 7 年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者 (案)
について (学校教育課主幹)・・・P 32・当日配布

3 その他

- ・日程について ・・・P 33

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

N0	申請受付 年月日	主 催 者	催 物 名	会場・開催期間等	催 物 内 容 等	申 請 区 分	入 場 料 等	許 可 年 月 日 (整理番号)	チラシ等
1	令和6年 12月5日	尾張瀬戸武田信玄古城再 建プロジェクトチーム	瀬戸武田信玄公歴史探索 プチイベント開催	山口憩の家 令和7年1月12日(日)	瀬戸に残されている武田信玄の史跡や文化財等の探 索、勉強会	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：500 円	令和6年12月9日 (6-115-79)	○
2	令和6年 12月5日	あすなろ社 墨翔会	第42回あすなろ書初公 募展	瀬戸市文化センター2階22会 議室 令和7年3月16日(日)	書教育向上ならびに普及のため	後援(継続)	入場料 無料 参加料 幼・小～高校生: 500 円 一般：800 円	令和6年12月9日 (6-116-80)	
3	令和6年 12月6日	東京大学赤津研究林サポ ーターズクラブ シデコ ブシの会	中学生、高校生の皆さん に！瀬戸市の東京大学赤 津研究林での巣箱作成	東京大学生態水文学研究所 赤津研究林 令和7年1月19日(日)	瀬戸市にある東京大学の付属施設である東京大学生態 水文学研究所を多くの方々に知っていただくための行事の 一つで、普段は入ることのできない研究施設の「赤津研 究林」で開催するシデコブシの会のイベントを紹介	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年12月16日 (6-117-81)	○
4	令和6年 12月12日	こだわりん・おそとの食 育イベント実行委員会	こだわりん食育プレミア	CBCハウジング長久手 令和7年1月12日(日)、2月 9日(日)、3月16日(日)	子どもたちに職に対する学びを得てもらうための体験 型親子イベントです。食の文化や栄養価について学びな がら、実際に体験することで食への理解を深め、感謝の 気持ちや食の大切さを育みます。また、子どもたちの五 感の発達と創造力を促進します。2024年9月から11月 の実施時に好評であったため、年明けも継続することと なりました。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：500 円	令和6年12月16日 (6-118-82)	○
5	令和6年 12月17日	聖霊中学校・高等学校 和太鼓部	南山学園聖霊中学・高等 学校 和太鼓部&箏曲 部演奏会「響(ひびき)」	瀬戸市文化センター 文化ホ ール 令和7年3月24日(月)	本イベントは、日ごろ部活動で練習に励む生徒に対し て、成果を発表する機会を創出し、地域の皆様へ日本の 伝統文化である和楽器の魅力を伝承するため。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年12月25日 (6-120-83)	○
6	令和6年 12月17日	一般財団法人日本リーダ ー育成推進協会	子どもの潜在能力を引き 出す脳科学講座	オンライン講座 (Zoom) 令和7年6月4日(水)～令和 7年6月8日(日)	最新の心理学・脳科学に基づいた「子育てに対する向 き合い方」をはじめ、「子どものセルフイメージを高め るポイント」などについてお伝えすることで、人工知能 のおよぼす影響を含む社会情勢の変化による、保護者の 不安や、子育てへの負担を軽減する一助とする。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和6年12月25日 (6-123-84)	○
7	令和6年 12月20日	ボーイスカウト瀬戸第6 団	ボーイスカウトとあそぼ う！ワクワク自然体験あ そび	金神社 令和7年2月23日(日)	①自然体験を通じて子どもの完成を育む ②ボーイス カウト活動を紹介し、スカウト活動への参加のきっかけ を作る ③家族や子ども同士の交流の促進 ④遊びや体 験を通じて健康やスキルの向上を図る	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：100 円	令和6年12月25日 (6-124-85)	○

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

8	令和6年 12月26日	瀬戸市公民館協議会	令和6年度 瀬戸市公民館 舞台作品展 同時開催 舞台発表会・瀬戸市公民館 大会記念公園 フリーアナウンサー・庄野 聖美氏「明るく元気な声で健康に！前向きに！」	瀬戸蔵4階 多目的ホール・会議室 2～5、2階 つばきホール 令和7年2月8日(土)～令和7年2月9日(日)	公民館における生涯学習では、音楽、芸術、語学、文学等様々な分野にわたり市民が積極的に活動を行っています。公民館で生涯学習活動を知り、自分の住んでいる地域に身近な公民館があること、生涯学習の大切さ、楽しさを多くの市民にPRします。また、公民館運営に長年ご尽力いただいた方に市長、教育長から表彰を行い、記念講演会を開催します。	後援 (継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和7年1月7日 (6-125-86)	
9	令和6年 12月26日	ヒューマンアカデミー名古屋事務局	ロボット製作体験会	マナビー／西陵地域交流センター／パルティセと 令和7年1月25日(土)～令和7年3月23日(日)	ブロックキットを使用して、一人1台のロボットを、観察力・空間認識能力・論理的思考を養いながら完成させます。自由改造もあり、創造力も養います。	後援 (継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和7年1月7日 (6-126-87)	○
10	令和7年1 月6日	尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム	瀬戸武田信玄公歴史探索 プチイベント開催	山口憩いの家 令和7年2月9日(日)	瀬戸に残されている武田信玄の史跡や文化財等の探索、勉強会	後援 (継続)	入場料 無料 参加料 有料：500 円	令和7年1月8日 (6-127-88)	○

催物の後援・推薦に係る実績報告書

N0	報告受付 年月日	報告 区分	主 催 者 (申 請 者)	催 物 名	会 場 ・ 開 催 期 間 等	催 物 の 実 績 等	後援・推薦の効果等
1	令和6年 12月16 日	後援 (継続)	公益財団法人 瀬戸旭法人 会 成田 順一	「税に関する絵はがきコン クール」	— 令和6年7月20日(土)～令 和6年11月30日(土)	参加人員：206人 うち市内小学校91人	表記により、先生方や保護者にも積極的に応募いた だけたと思う。
2	令和6年 12月24 日	後援 (継続)	瀬戸市和太鼓連盟 水野 忠治	第19回 和太鼓の祭典	瀬戸市文化センター 文化ホ ール 令和6年12月21日(土)	参加人員：100人 入場人員：350人	教育関連施設や公的施設への宣伝効果が上がり、市 民の方々に関心を持っていただけたと思います。ま た、皆様の信用がいただきやすく、諸々の準備を円滑 に進めることができました。
3	令和7年 1月6日	後援 (継続)	三味線家～shami sen-ya～ 加藤 教授	第14回民謡唄っ子のど自 慢チントンシヤン	やすらぎ会館 令和6年12月8日(日)	参加人員：16人 入場人員：78人	後援名義の使用により、昨年よりも応募が増えまし た。また、信用度も上がったと思う。
4	令和6年 12月17 日	後援	SETO まち LIVE&GIG 実行委 員会 山田 伸夫	SETO まち LIVE&GIG vol.5 2024 冬	瀬戸蔵つばきホールおよび中 央通り、銀座通、末広町商店 街の6店舗、青の広場の8会 場 令和6年12月1日(日)	参加人員：350人 入場人員：815人	各地域交流センター等への事前ポスター配布もす ることができた事等により前回実施と比べ動員人員 がおおよそ倍となった。協賛先に対する説明に後援につ いて盛り込むことで信頼度が向上した。
5	令和6年 12月5日	後援 (継続)	旭精機工業株式会社 神谷 真二	尾張旭市と瀬戸市のアール ブリュット作品展	尾張旭市文化会館 展示ロビ ー 令和6年11月22日(金)～ 令和6年12月1日(日)	参加人員：612人 入場人員：694人	後援をいただき、瀬戸市内外のたくさんの方にご来 場いただくことができた。
6	令和6年 12月24 日	後援 (継続)	一般社団法人おやこクラブ 小原 茉莉奈	こどもの未来応援講座	市民交流センター 大会議室 令和6年12月3日(火)、令 和6年12月10日(火)	参加人員：12組14名	後援を取得せずに講座をしたときよりも数多くの 方にご参加いただくことができている。参加した方か ら後援があることで安心して参加できたとの声をい ただいた。
7	令和6年 12月24 日	後援 (継続)	未来の菱野団地をみんなで つくる会 伊藤 勉	第二回こどもサミット	瀬戸市立原山小学校体育館内 令和6年12月15日(日)	参加人員：25人	実施する事業の社会的信頼度が向上した。教育的な 価値が高いことを強調することが可能になった。保護 者が安心して子どもを参加させることができた。

催物の後援・推薦に係る実績報告書

8	令和6年 12月13 日	後援 (継続)	尾張瀬戸武田信玄古城再建 プロジェクトチーム 山田 美和	瀬戸武田信玄公歴史探索ブ チイベント開催	山口頰いの家 令和6年12月8日(日)	参加人員：4人 入場人員：2人	瀬戸市広報にイベント案内が掲載され、新規参加者 が2名に至った。告知をしたら確実に人が集まると確 信した。
9	令和6年 12月23 日	後援 (継続)	こだわりん・おそとの食育 イベント実行委員会 柘植 千佳	一の谷×こだわりん ウィ ンターフェスタ 里山のク リスマス	香嵐溪の一の谷 令和6年12月8日(日)	参加人員：約1,950人 入場人員：約2,000人	「学び」の要素を含んだイベントであるということ を訴求でき、瀬戸市内に住む、小学校低学年以下のお 子さんや保護者の方にたくさんご来場いただくこと ができました。

※「参加人員」…主催者を除く事業への参加者数 ※「入場人員」…催物の一般入場（来場）者数

令和6年1・2月情報開示請求一覧

	請求 年月日	請求区分	請求内容	決定通知 年月日	開示区分	開示文書名	担当部署	備考
1	令和6年11月18日	保有個人情報 開示請求	請求人に関する個人情報全 て	令和6年12月2日	不開示	請求人に関する個人情報全て	教育政策課 学校教育課 図書館	不存在のため
2	令和6年12月13日	公文書開示 請求	①文書番号が付されている ものと省略されているものの 比率がわかる資料 ②集計表がなければ直近1 年間の全文書の表書き	令和6年12月27日	不開示	①文書番号が付されているものと省略されているものの比率 がわかる資料 ②集計表がなければ直近1年間の全文書の表書き	教育政策課 学校教育課 図書館	①作成しない資料であり、不存在のため ②瀬戸市情報公開条例第6条第1項第2号に規定される「公文書の名称その他の の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項」の記載が不十分であるた め。

令和 7 年度 儀式等について

儀 式	小学校	中学校	特別支援学校
入学式	4 月 8 日 (火)	4 月 9 日 (水)	4 月 8 日 (火)
1 学期始業式	4 月 9 日 (水)	4 月 9 日 (水)	4 月 9 日 (水)
1 学期終業式	7 月 18 日 (金)	7 月 18 日 (金)	7 月 18 日 (金)
2 学期始業式	9 月 1 日 (月)	9 月 1 日 (月)	9 月 1 日 (月)
2 学期終業式	12 月 23 日 (火)	12 月 23 日 (火)	12 月 23 日 (火)
3 学期始業式	1 月 7 日 (水)	1 月 7 日 (水)	1 月 7 日 (水)
卒業式	3 月 19 日 (木)	3 月 6 日 (金)	小学部 3 月 13 日 (金) 中高等部 3 月 5 日 (木)
修了式	3 月 24 日 (火)	3 月 24 日 (月)	3 月 19 日 (木)



6 文科教第 1 4 6 1 号
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

愛知県教育委員会教育長 殿

文部科学省総合教育政策局長
茂 里 毅

令和 6 年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る
文部科学大臣表彰の決定について（通知）

標記について、下記の通り決定しましたのでお知らせします。

記

設置者	学校運営協議会	地域学校協働本部／ 地域学校協働活動	備考
瀬戸市	瀬戸市立長根小学校 学校運営協議会	地域学校協働本部「長根っ子サポート ステーション」	
半田市	半田市立宮池小学校 学校運営協議会	宮池小学校地域学校協働本部	



< 本件連絡先 >

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課
地域学校協働推進室 地域学校協働推進係（森山、吉岡）
TEL: 03-6734-3720（直通）
E-mail: cs-fb01@mext.go.jp

「第17回 NIHONGO スピーチコンテスト」結果について

瀬戸市国際センターは、12月8日（日）午後1時30分から「第17回 NIHONGO スピーチコンテスト」を瀬戸蔵つばきホールで開催いたしました。8か国22名（小中学生の部14名、一般の部8名）の外国人の皆さんが日本語でスピーチをしました。その結果は下記のとおりです。

記

1 出場者数

	出場者数(応募者数)
小中学生	14名(28名)
一般	8名(16名)

2 審査結果

部門	賞	氏名	国籍	学校名・学年
小中学生の部 (14名) (小学生7名 中学生7名)	金賞	ドミンゴ ヒロ	フィリピン	品野中学校3年
	銀賞	モハメド アユブ マハムダ	スリランカ	幡山中学校1年
	銅賞	ブリンガス リョウ ジ	フィリピン	にじの丘中学校2年
	瀬戸北ロータリークラブ賞	ノウラ ケイサ ハイルカ	インドネシア	下品野小学校5年
一般の部 (8名) (内高校生3名)	金賞	モレノ フィオレラ	ペルー	
	銀賞	きょう 喬 えんしゅう 婉姝	中国	
	銅賞	ラワット シッディ	インド	
	瀬戸北ロータリークラブ賞	山中 ヒデミ	ブラジル	

3 来場者数

150人（※出場者含む）

第73回瀬戸地方近郊駅伝競走大会 表彰者一覧 (参加申込チーム数:207チーム、当日参加チーム数:192チーム) 2024.12.15

総合成績	男子1部(21) (14.6km)	男子2部(46) (11.1km)	男子3部(52) (14.6km)	一般女子の部(18) (11.1km)
優 勝	守山35普連 47:24	三好走ろう会A 40:05	豊田大谷高校 A 44:47	愛知高校A 40:04
第2位	CROSSOVER 49:28	尾張旭ランニングクラブ A 40:30	MAX SPEED 1号 45:24	MAX SPEED LADIES 1号 41:19
第3位	愛知県庁クラブS 49:37	瀬戸信用金庫陸上競技部 A 40:40	愛知高校 A 46:14	西春高校 42:53

区間成績	男子1部	男子2部	男子3部	一般女子の部
第1区	大野 雄揮 CROSSOVER 14:11 (4.6 km)	中川 清矢 チームママ活 10:53 (3.4 km)	豊田 雄大 豊田大谷高校 A 14:03 (4.6 km)	森田 こころ 愛知高校A 12:28 (3.4 km)
第2区	井上 将仁 守山35普連 07:24 (2.3 km)	谷口 唯都 山の下リターンズ 07:38 (2.3 km)	宮下 颯汰 MAX SPEED 1号 06:41 (2.3 km)	今枝 瞳 MAX SPEED LADIES 1号 08:06 (2.3 km)
第3区	柴山 尚登 守山35普連 14:20 (4.3 km)	奥田 慶輔 瀬戸信用金庫陸上競技部B 07:17 (2.0 km)	石原 夢大 豊田大谷高校A 13:25 (4.3 km)	粉川 シャルワ 華 MAX SPEED LADIES 2号 07:32 (2.0 km)
第4区	熊原 秀二 守山35普連 10:58 (3.4 km)	池田 麻保呂 尾張旭ランニングクラブA 10:29 (3.4 km)	田辺 神門 豊田大谷高校A 10:23 (3.4 km)	石田 莉子 愛知高校A 11:53 (3.4 km)

総合成績	中学生男子の部(33) (11.1km)	中学生女子の部(22) (11.1km)
優勝	SET PROJECT A 36:09	神の倉中学校A 44:14
第2位	H&Ma 38:37	朝日丘中A 44:15
第3位	SET PROJECT B 39:12	藤森中O 44:47

区間成績	中学生男子の部	中学生女子の部
第1区	岩田 逢希 SET PROJECT A (34 km)	河村 飛香 SET PROJECT A (34 km)
第2区	齋藤 颯馬 SET PROJECT A (23 km)	専光 ひより 神の倉中学校A (23 km)
第3区	武田 桃李 SET PROJECT A (20 km)	長瀬 満瑠 藤森中 O (20 km)
第4区	河村 翔琉 SET PROJECT A (34 km)	安井 麻央 藤森中 O (34 km)



男子の部

順位	ゼッケン	チーム名	タイム
1	125	SET PROJECT	10:57
2	112	陸上教室	11:20
3	126	トータルマスター東山	11:30
4	127	サスケ部	11:46
5	119	西陵少年野球クラブ	11:57
6	114	効範ランナーズ	12:00
7	107	品野ミニバスケットボールクラブ	12:04
8	106	東山フェニックス	12:05
9	108	イーストマウンテン	12:09
10	123	そうまっちょNBC	12:22
11	113	マシック	12:26
12	117	幡東ブルースカイ	12:27
13	101	スマイルレインボーズ	12:35
14	111	チーム幡西	12:36
15	122	水南TOPS	12:37
16	103	にじの丘ドリームズ	12:38
17	115	チャクリーズ	12:41
18	124	SET Boys	12:45
19	116	ドリムス・Jr	13:09
20	121	新バスケットマン	13:31
21	104	封印されし両脚	13:37
22	105	封印されし両腕	14:04
23	118	水南スパークス	14:12
24	110	JUDO BOYS	14:15
25	102	ファイブスターズ	DNF
26	109	瀬戸柔道会	DNF
27	120	miniPANTHERS	DNS

女子の部

順位	ゼッケン	チーム名	タイム
1	214	SET PROJECT	10:58
2	211	陸上教室	11:58
3	215	SET girls	12:01
4	210	Champions	12:21
5	208	Smailies	12:21
6	206	西陵Mini Rabbits	12:32
7	203	バナナ	12:41
8	216	ゼロNBC	12:59
9	201	西陵SBC	13:00
10	213	イースターズ	13:31
11	212	水南TOPS	13:41
12	207	幡東ガールズ	13:50
13	217	あきらめないでNBC	14:10
14	205	柔道ガールズ	14:30
15	204	はたにしハリー	14:33
16	218	純粋ガールNBC	14:37
17	202	品野ミニバスケットボールクラブ	15:48
18	209	FRIENDLY' S	DNF

※表記上同タイムのものは、1/100秒の結果により順位を確定。

7 年第 1 号議案

令和 6 年度瀬戸市教育委員会 3 月補正予算（案）について
瀬戸市議会 3 月定例会に、みだしの議案を別紙の内容により提出するものとする。

令和 6 年 1 月 2 3 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

（理 由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

7 年第 2 号議案

令和 7 年度瀬戸市教育委員会当初予算（案）について

瀬戸市議会 3 月定例会に、みだしの議案を別紙の内容により提出するものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

（理 由）

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

7 年 第 3 号 議 案

瀬戸市立学校設置条例の一部改正について

瀬戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日 提 出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

瀬戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市立学校設置条例（昭和 3 9 年瀬戸市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
	瀬戸市立掛川小学校	瀬戸市下半田川町 5 9 2 番地の 4 1		瀬戸市立掛川小学校	瀬戸市下半田川町 5 9 2 番地の 4 1
				<u>瀬戸市立原山小学校</u>	<u>瀬戸市原山台 3 丁目 9 8 番地</u>
	瀬戸市立東山小学校	瀬戸市東山町 7 1 番地		瀬戸市立東山小学校	瀬戸市東山町 7 1 番地
				<u>瀬戸市立萩山小学校</u>	<u>瀬戸市萩山台 2 丁目 2 2 番地</u>

瀬戸市立西陵小 学校	瀬戸市すみれ台 1丁目77番地	瀬戸市立西陵小 学校	瀬戸市すみれ台 1丁目77番地
瀬戸市立にじの 丘小学校	瀬戸市中山町1 番地の57	<u>瀬戸市立八幡小 学校</u>	<u>瀬戸市八幡台3 丁目1番地</u>
<u>瀬戸市立みつば 小学校</u>	<u>瀬戸市八幡台3 丁目1番地</u>	瀬戸市立にじの 丘小学校	瀬戸市中山町1 番地の57
<省略>		<省略>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、市議会に議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するため必要があるからである。

7 年第 4 号議案

瀬戸市事務の補助執行に関する協定書の一部改正及び協議の申し入れ
について

瀬戸市事務の補助執行に関する協定書について、別紙の内容で瀬戸市長等と協議するものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行及び行政組織の改編に伴い、瀬戸市長等と協議する補助執行に関する協定書の内容は、瀬戸市教育委員会決裁規程第 4 条第 1 号の教育行政の運営に係る基本方針に関することに該当することから、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

6 瀬教政第 号
令和 年 月 日

瀬戸市長 様
瀬戸市公平委員会委員長 様
瀬戸市代表監査委員 様
瀬戸市固定資産評価審査委員会委員長 様

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

市長又は市の委員会若しくは委員の権限に属する事務の一部の補助執行
について（協議）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第
180条の7の規定による補助執行を別紙「瀬戸市事務の補助執行に関する協定書
（案）」のとおりとしたいので協議します。

瀬戸市事務の補助執行に関する協定書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の補助執行について、瀬戸市長（以下「市長」という。）、瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、瀬戸市公平委員会（以下「公平委員会」という。）、瀬戸市監査委員（以下「監査委員」という。）及び瀬戸市固定資産評価審査委員会（以下「固定資産評価審査委員会」という。）の協議により次のとおり定める。

（市長の権限に属する事務の補助執行）

第1条 市長は、教育委員会の事務を補助する職員に別表第1に掲げる事務を補助執行させるものとする。

2 市長は、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の事務を補助する職員に別表第2に掲げる事務を補助執行させるものとする。

3 前2項の規定により補助執行を命ぜられた事務の処理については、市長の定めるところによるものとする。

4 前項の規定にかかわらず教育委員会は、補助執行を命ぜられた事務を所管すべき課（以下「主務課」という。）その他の組織について、本協定の規定に反しない範囲で定めることができる。

（教育委員会の権限に属する事務の補助執行）

第2条 教育委員会は、市長の補助機関たる職員のうち、市民生活部に属する職員に別表第3に掲げる事務を、経済文化部に属する職員に別表第4に掲げる事務を、市民課及び支所に属する職員に対して別表第5に掲げる事務を補助執行させるものとする。

2 前項の規定により補助執行を命ぜられた事務の処理については、教育委員会の定めるところによるものとする。ただし、別表第3中第1号に定める事項並びに別表第4中第1号及び第2号に定める事項にあっては、

別表第 6 に定める専決区分により専決するものとし、別表第 3 中第 2 号及び別表第 4 中第 3 号に定める事項にあつては、それぞれ市民生活部長又は経済文化部長が専決するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず市長は、主務課その他の組織について、本協定の規定に反しない範囲で定めることができる。

(協議)

第 3 条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により別に定める。

附 則

- 1 この協定書の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 0 年 3 月 3 0 日付けで締結した瀬戸市事務の補助執行に関する協定書は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって解除するものとする。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長

瀬戸市教育委員会教育長

瀬戸市公平委員会委員長

瀬戸市代表監査委員

瀬戸市固定資産評価審査委員会委員長

別表第 1（第 1 条関係）

- | |
|---|
| <p>(1) 私立学校（私立幼稚園を除く。）、私立の専修学校及び私立の各種学校に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所掌する事業に係る国庫支出金、県支出金等の申請に関すること。</p> <p>(3) 瀬戸市予算及び決算規則（昭和 40 年瀬戸市規則第 17 号）、瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和 42 年瀬戸市規則第 21 号）及び瀬戸市自動車等管理規程（昭和 40 年瀬戸市訓令第 2 号）に規定する各課等の長の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(4) 瀬戸市会計規則（昭和 29 年瀬戸市規則第 4 号）に規定する各課等の長、物品取扱主任等の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(5) 瀬戸市契約規則（昭和 40 年瀬戸市規則第 18 号）に規定する契約担当者の処理すべき事務に関すること。</p> |
|---|

別表第 2（第 1 条関係）

- | |
|--|
| <p>(1) 瀬戸市予算及び決算規則、瀬戸市公有財産事務取扱規則及び瀬戸市自動車等管理規程に規定する各課等の長の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(2) 瀬戸市会計規則に規定する各課等の長、物品取扱主任等の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(3) 瀬戸市契約規則に規定する契約担当者の処理すべき事務に関すること。</p> |
|--|

別表第 3（第 2 条関係）

- | |
|---|
| <p>(1) 青少年教育、成人教育その他社会教育に関すること</p> <p>(2) 前号に係る教育財産の管理に関すること。</p> |
|---|

- (1) 学校体育施設スポーツ開放に関すること。
- (2) 定光寺野外活動センターに関すること。
- (3) 前２号に係る教育財産の管理に関すること。

住民の異動に伴う就学通知書、入学通知書、学齢児童生徒市外転出通知書及び学齢児童生徒市内異動通知書の交付に關すること。ただし、通学区域外入学に係るものを除く。

主務課の区分	決裁区分 専決事項	部長	課長
コミュニティ推進課	青少年教育、成人教育その他社会教育に関すること	(1) 社会教育指導員の任免	(1) 社会教育関係団体の育成 (2) 生涯学習に関する各種事業の推進
スポーツ課	学校体育施設スポーツ開放に関すること	(1) 学校体育施設管理指導員及び学校体育施設スポーツ開放地区運営委員会委員の任免	(1) 学校体育施設の利用の許可及び使用料の還付、減免等 (2) 学校体育施設の利用団体の登録 (3) 学校体育施設の開放日及び開放時間の変更並びに開放の中止

	定光寺野外活動センターに関する事	(1) 定光寺野外活動センターの使用の許可及び使用料の還付、減免等 (2) 定光寺野外活動センターの開業時間の変更 (3) 定光寺野外活動センターの休業日の変更及び臨時の休業 (4) 定光寺野外活動センターの施設及び設備の維持管理
--	-------------------------	---

瀬戸市事務の補助執行に関する協定書（案）新旧対照表

改正後	改正前
(教育委員会の権限に属する事務の補助執行) 第2条 教育委員会は、市長の補助機関たる職員のうち、<u>市民生活部</u>に属する職員に別表第3に掲げる事務を、<u>経済文化部</u>に属する職員に別表第4に掲げる事務を、市民課及び支所に属する職員に対して別表第5に掲げる事務を補助執行させるものとする。 2 前項の規定により補助執行を命ぜられた事務の処理については、教育委員会の定めるところによるものとする。ただし、別表第3中<u>第1号</u>に定める事項並びに別表第4中第1号及び第2号に定める事項にあつては、別表第6に定める専決区分により専決するものとし、し、別表第3中<u>第2号</u>及び別表第4中第3号に定める事項にあつては、それぞれ<u>市民生活部長</u>又は<u>経済文化部長</u>が専決するものとする。 別表第1(第1条関係)	(教育委員会の権限に属する事務の補助執行) 第2条 教育委員会は、市長の補助機関たる職員のうち、<u>まちづくり協働課</u>に属する職員に別表第3に掲げる事務を、<u>地域振興部</u>に属する職員に別表第4に掲げる事務を、市民課及び支所に属する職員に対して別表第5に掲げる事務を補助執行させるものとする。 2 前項の規定により補助執行を命ぜられた事務の処理については、教育委員会の定めるところによるものとする。ただし、別表第3中<u>第1号</u>及び<u>第2号</u>に定める事項並びに別表第4中第1号及び第2号に定める事項にあつては、別表第6に定める専決区分により専決するものとし、別表第3中<u>第3号</u>及び別表第4中第3号に定める事項にあつては、それぞれ<u>まちづくり協働課長</u>又は<u>地域振興部長</u>が専決するものとする。 別表第1(第1条関係)
(1) 私立学校(私立幼稚園を除く。)、私立の<u>専修学校</u>及び私立の各種学校に関すること。 (2)から(5)まで <省略>	(1) 私立学校(私立幼稚園を除く。)、私立の<u>専門学校</u>及び私立の各種学校に関すること。 (2)から(5)まで <省略>
別表第3(第2条関係)	別表第3(第2条関係)
(1) <省略> (2) <u>前号</u>に係る教育財産の管理に関すること。	(1) <省略> (2) <u>公民館の事業に関すること。</u> (3) <u>前2号</u>に係る教育財産の管理に関すること。
別表第4(第2条関係)	別表第4(第2条関係)
(1) <u>学校体育施設スポーツ開放に関すること。</u> (2) <u>定光寺野外活動センターに関すること。</u> (3) <省略>	(1) <u>スポーツに関すること。</u> (2) <u>文化財の保護に関すること。</u> (3) <省略>

別表第6(第2条関係)

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	部長	課長	備考
<u>コミュニ ティ 推進課</u>	青少年 教育、 成人教 育その 他社会 教育に 関する こと	(1) <u>社会 教育指導 員の任免</u>	(1) 社会 教育関係 団体の育 成 (2) 生涯 学習に関 する各種 事業の推 進	

別表第6(第2条関係)

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	部長	課長	備考
<u>まちづ くり協 働課</u>	青少年 教育、 成人教 育その 他社会 教育に 関する こと		(1) <u>社会 教育指導 員の任免</u> (2) 社会 教育関係 団体の育 成 (3) 生涯 学習に関 する各種 事業の推 進	
	<u>公民館 の事業 に関す ること</u>		(1) <u>公民 館運営委 員の任免</u> (2) <u>公民 館が行う 各種事業 に対する 指導</u> (3) <u>公民 館の施設 及び設備 の維持管 理</u> (4) <u>公民 館が行う 生涯学習 に関する 各種事業 の推進</u>	

					文化課	文化財 の保護 に關す ること	(1) 市指 定文化財 の保存に 係る勸告 又は指示 (2) 市指 定文化財 の公開そ の他の活 用に係る 勸告 (3) 市指 定文化財 の状況の 調査又は 報告の請 求		
--	--	--	--	--	-----	--------------------------	---	--	--

スポーツ課	<u>学校体育施設スポーツ開放に関すること</u>	(1) 学校体育施設の利用の許可及び使用料の還付、減免等 (2) 学校体育施設の利用団体の登録 (3) 学校体育施設の開放日及び開放時間の変更並びに開放の中止	
	<u>定光寺野外活動センターに関すること</u>	(1) 定光寺野外活動センターの使用の許可及び使用料の還付、減免等 (2) 定光寺野外活動センターの開業時間の変更 (3) 定光寺野外活動センターの休業日の変更及び臨時の休業 (4) 定光寺野外活動センターの施設及び設備の維持管理	
スポーツ課	<u>スポーツに関すること</u>	(1) スポーツ推進委員の委嘱 (2) 学校体育施設管理指導員及び学校体育施設スポーツ開放地区運営委員会委員の任免	
		(1) 学校体育施設の利用の許可及び使用料の還付、減免等 (2) 学校体育施設の利用団体の登録 (3) 学校体育施設の開放日及び開放時間の変更並びに開放の中止 (4) 定光寺野外活動センターの使用の許可及び使用料の還付、減免等 (5) 定光寺野外活動センターの開業時間の変更 (6) 定光寺野外活動センターの休業日の変更及び臨時の休業 (7) 定光寺野外活動センターの施設及び設備の維持管理	

7 年第 5 号議案

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正について

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和 6 1 年瀬戸市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(定義) 第2条 この規則において「教育機関」とは、<u>瀬戸市立学校設置条例</u>（昭和39年瀬戸市条例第15号）に規定する学校<u>及び瀬戸市立図書館条例</u>（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）をいう。 (職制) 第3条 <省略> <table><tr><th>組織</th><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td>図書館</td><td>館長</td><td>上司の命を受け、 図書館の事務を 掌理し、所属の職員を指揮監督する。</td></tr></table>	組織	職名	職務	図書館	館長	上司の命を受け、 図書館の事務を 掌理し、所属の職員を指揮監督する。	(定義) 第2条 この規則において「教育機関」とは、<u>瀬戸市立学校設置条例</u>（昭和39年瀬戸市条例第15号）に規定する学校、<u>瀬戸市立図書館条例</u>（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）<u>及び瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例</u>（昭和37年瀬戸市条例第4号）に規定する公民館（以下「公民館」という。）をいう。 (職制) 第3条 <省略> <table><tr><th>組織</th><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td>図書館 <u>公民館</u></td><td>館長</td><td>上司の命を受け、 図書館<u>又は</u>公民館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</td></tr><tr><td><u>教育機関</u></td><td><u>主事</u></td><td><u>上司の命を受け、</u> <u>事務をつかさどる。</u></td></tr><tr><td><u>教育機関</u></td><td><u>技師</u></td><td><u>上司の命を受け、</u> <u>技術をつかさどる。</u></td></tr></table>	組織	職名	職務	図書館 <u>公民館</u>	館長	上司の命を受け、 図書館 <u>又は</u> 公民館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	<u>教育機関</u>	<u>主事</u>	<u>上司の命を受け、</u> <u>事務をつかさどる。</u>	<u>教育機関</u>	<u>技師</u>	<u>上司の命を受け、</u> <u>技術をつかさどる。</u>
組織	職名	職務																	
図書館	館長	上司の命を受け、 図書館の事務を 掌理し、所属の職員を指揮監督する。																	
組織	職名	職務																	
図書館 <u>公民館</u>	館長	上司の命を受け、 図書館 <u>又は</u> 公民館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。																	
<u>教育機関</u>	<u>主事</u>	<u>上司の命を受け、</u> <u>事務をつかさどる。</u>																	
<u>教育機関</u>	<u>技師</u>	<u>上司の命を受け、</u> <u>技術をつかさどる。</u>																	

2 <省略>		2 <省略>	
職名	職務	職名	職務
<省略>		<省略>	
主任	<省略>	主任	<省略>
主事	<u>上司の命を受け、 事務をつかさど る。</u>		
技師	<u>上司の命を受け、 技術をつかさど る。</u>		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正は、瀬戸市教育委員会決裁規程第4条第4号に該当するため、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

7 年 第 6 号 議 案

市立学校における休業日の指定について

令和 5 年度から愛知県が制定した「愛知県民の日」及び「あいちウィーク」の趣旨を鑑み、学校教育法施行令第 29 条及び瀬戸市学校管理規則第 3 条に基づき、市立学校において令和 7 年 1 月 25 日（火）を体験的学習活動等休業日として指定することとする。

令和 7 年 1 月 23 日 提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

（理 由）

この案を提出するのは、体験的学習活動等休業日を指定するにあたり、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

7 年第 7 号議案

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の参加について

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、令和 7 年度全国学力・学習状況調査が実施されるが、本市における今後の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるため、調査の趣旨に基づき、全小中学校が参加することとする。

令和 7 年 1 月 23 日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

（理 由）

この案を提出するのは、令和 7 年度全国学力・学習状況調査に参加するに当たり、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

7 年第 8 号議案

令和 7 年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者

(案) について

令和 7 年度の県費負担教職員たる校長および教頭の任免については、別紙候補者より行う。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

(理 由)

この案を提出するのは、令和 7 年度の県費負担教職員の校長および教頭の任免については、令和 7 年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針および瀬戸市教職員定期人事異動方針に基づき、教育委員会の議決を求める必要があるからである。

令和 7 年 2 月 教育委員会日程表

日	曜日	件 名			
1	土				
2	日				
3	月				
4	火				
5	水	第 4 回尾張部都市教育長会議	津島市文化会館 視聴覚室	午後 2 時 0 0 分～	教育長
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水				
13	木	定例教育委員会事前打合せ 定例教育委員会 瀬戸市総合教育会議	瀬戸市役所 3 階 3 0 1 会議室 瀬戸市役所 4 階 庁議室 瀬戸市役所 4 階 庁議室	午後 1 時 3 0 分～ 午後 2 時 0 0 分～ 午後 3 時 0 0 分～	全委員
14	金				
15	土				
16	日				
17	月				
18	火				
19	水				
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火				
26	水				
27	木				
28	金				

3月17日(月)	定例教育委員会事前打合せ 定例教育委員会	瀬戸市役所 3 階 瀬戸市役所 4 階	3 0 1 会議室 庁議室	午後 1 時 3 0 分～ 午後 2 時 0 0 分～	全委員
----------	-------------------------	------------------------	------------------	--------------------------------	-----

瀬戸の歴史を知ろう 武田信玄史跡探索イベント開催

～武田信玄と瀬戸との関わりについて学ぶ～



織田信長と決戦の前、武田信玄はこの世を去った。信玄の死を隠し、影武者を立て戦うことになった武田軍。終焉地を隠したため現在まで信玄の墓は不明である。

信玄の死から450年、信玄終焉地の謎に迫る。

イベント内容 毎月第二日曜日開催！

日 時： 令和7年1月12日(日) 10:00～12:00

集合場所： 山口憩いの家

内 容： ①武田信玄ブチ勉強会
②山口郷土資料館見学
③武田信玄史跡見学

参加費： 500円（会員の方は無料）

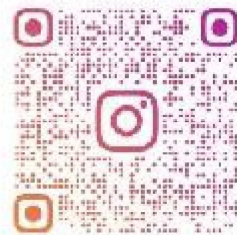
参加申込： 氏名、住所、電話番号、参加日、「歴史探索参加希望」と明記のうえ下記mailまで送信ください。

mailアドレス shingen1103.seto@gmail.com

又は070-9098-8353 山田迄

開催団体： 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会会員

尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム



OWARISETOFURINKAZAN

中学生、高校生の皆さんに！

瀬戸市にある「東京大学演習林」で行う「シデコブシの会」のイベントのご案内

東京大学赤津研究林サポーターズクラブ
シデコブシの会



東京大学の附属施設である東京大学生態水文学研究所が瀬戸市にあるのを知っていますか？ 普段は入ることのできない研究施設の一つ「赤津研究林」で開催されるシデコブシの会のイベントをご紹介しますので参加してください。



【イベント(令和7年1月開催)】みんなで巣箱を作り、小鳥の子育てを観察しよう

東京大学生態水文学研究所が所有する赤津研究林にはたくさんの巣箱をおいて30年以上もヤマガラ、シジュウカラの子育ての調査をしています。その結果、その年の気候との関係、鳥の種類による違いなど色々なことがわかってきました。今回その調査に使っている巣箱を作り皆さんの庭とか近くの林などに置いて鳥の子育ての様子を観察してはどうですか。ヤマガラ、シジュウカラの巣作りは4月ごろから始めるので作った巣箱はすぐに活用できます。

- 開催日：令和7年1月19日(日曜日)
- スケジュール：
 - ～ 8:50 名鉄尾張瀬戸駅「パーティセと」のバスロータリー側に集合(＊)
 - ～ 9:02 名鉄バス3番乗り場で乗車、終点赤津で下車し(乗車券¥290)
予約してあるタクシーに乗り換えて赤津研究林へ(＊)
 - ～ 9:30～12:00 巣箱作成と巣作りの観察の仕方の紹介
 - ～ 12:15 タクシーで赤津バス乗り場に、バスに乗り換え名鉄尾張瀬戸駅に



＊ 応募の状況によりスケジュールの変更がある時は応募者に事前に連絡します。

1. 募集内容：中学生・高校生限定ですが、保護者の方も参加していただけます。

保護者が付き添いの場合は直接赤津研究林集合も可能です。

その場合は申込み時に「直接現地に集合」と連絡ください。

先着10名まで。中高生は参加料無料ですが、保護者の方は¥500いただきます。

2. 申し込み

- シデコブシの会の HP <https://shidekobushinokai.jimdofree.com/> の【お申込みフォーム】に必要事項記入して応募してください。
- 申し込みは令和7年1月8日(水)までにお願いします。
- 保険はシデコブシの会で加入します。
- わからないことはシデコブシの会の HP からメールでお問い合わせください。

3. 持ち物・服装

- 飲み物・マスク・タオル・筆記用具
- 長袖・長ズボン・手袋(軍手など)・スポーツシューズなど動きやすい靴
- 寒さ対策は十分にしてください
- 必要な道具は準備しますが、使い慣れたノコギリ、かなづちなど日曜大工道具があれば持ってきてください。

4. その他・注意していただきたいこと

- 警報・注意報が発令されたり雨天の時は中止です。
- また、コロナ・インフルエンザの状況などによっては急な中止もあります。

事前に連絡します

.....

★ 次回のイベントは決まり次第連絡します

とよた あすけちよう
豊田の足助町からやってきた!

あすけ ししく
足助の猪肉ソーセージのせ!

ダッチオーブンの米粉ピザづくり



こだわりん食育プレミア

幼児から
まき薪の安べのわり♪

大迫力の本格
まき薪わりパフォーマンス

0月0 日(日)

会場名

住所

まき生地からつくる

まき米粉のピザづくり♪

カリッ もちもち♡
おいしーい♪

食育テーマ

やま

やま

山のめぐみ と 山のいのち にありがとう



■ 以下の時間で20分ごとに開始

- 10:00～ 最終受付 12:20
- 13:40～ 最終受付 14:40

各回
6組

■ 所要時間 60分ぐらい

■ 1人500円(2人1組1,000)

2人1組で、直径20cmのピザが1枚です。
ご家族・お友達と一緒にご参加下さい♪

事前予約制

予約QR



こだわりん食育プレミア

び
たき火で焼く

ちくわ
おきな
竹輪

竹を切る
ところから始めるよ
づくり

0 月 0 日 (曜日)

幺カ児からOK!!

会場名
住所



練りもの屋さんのこだわりすり身



おさかな

ふわあ〜♡

今回の
テーマ

練りものの文化と竹林整備の大切さ

魚や調味料にこだわった練りもの屋“かねまさ”さんのすり身を竹にまきつけて、焚き火で焼いて、大きなちくわを作ろう！
竹を切って使うことは、山を守ることになるんだよ！

■ 以下の時間で20分ごとに開始

■ 午前 10:00～12:40 最終受付11:40

■ 午後 13:00～15:40 最終受付14:40

■ 所要時間 60分ぐらい

■ 1人500円 (2人1組のご参加必須)

竹の両端を1人ずつもつので必ず2人1組です。
ぜひ、ご家族・お友達と一緒にご参加下さい♪

事前予約制
各回先着6組

予約QR

教育委員会後援:

ごへいもち 五平餅をつくって

くろしちりん や
黒七輪で焼いてみよう

プロの作り手さんの体験は
楽しくて、おいしいね♡



こだわりん食育プレミア



／ **おいしい食育** ／



五平餅について知りながら、炊き立てのごはんをつぶして丸め、
喜楽さん秘伝のくるみダレを使って、三河の黒七輪で焼いていきますよ！

■ 場所 **会場名** (住所)

■ 開催時間 (以下の時間で30分ごとに開催)

【午前】 10:00～12:30 最終受付11:30

【午後】 13:00～15:30 最終受付14:30

■ 参加料 ¥500 / 2本

■ 所要時間 60分ぐらい



完全予約制
各回先着10名

予約QR

後援: ×××××××教育委員会、 協力: 三河陶器協同組合

南山学園
聖霊中学・高等学校
和太鼓部・箏曲部 合同演奏会

響音

2025.3.24(月)

開場 12:30

開演 13:00~

〈場所〉

瀬戸市文化センター 文化ホール

愛知県瀬戸市西茨町113-3

(入場無料・予約不要・全席自由)

〈問い合わせ〉

聖霊中学・高等学校「和太鼓部」顧問

電話 0561-21-3121

後援

瀬戸市・瀬戸市教育委員会

お子さまの教育に少しでも心配、不安を感じたことのある保護者の方へ

オンライン
講座
無料

特別無料講座のご案内

小学生の
保護者対象

「満足度98.6%」

子どもの

潜在能力を引き出す

脳科学講座

脳科学・心理学の専門家を講師に招き、学習能力、理解力、思考力、コミュニケーション力、人間関係づくり、リーダーシップなど
子どもの潜在能力を引き出す実践的な方法を学びます。

今日からできる、今日から子どもの意識・行動が
みるみる変わる具体的な方法の数々。
これを知っているかどうかで、お子さまの未来は
大きく変わります。

お子さまの理想的な未来のための価値ある時間をご一緒しませんか。



【全国の後援頂いている教育委員会】

承認市教については、現在各市へ後援申請中の為、
空欄としております。

- 1 子育てに存在するタイムリミット、子どもが小学生のうちに親が取り組まなければならない **最も重要なこと**
- 2 この認識を誤ると将来生きていくのが困難になる。 **AI時代に必要な力** とは
- 3 行動や考え方を **変えさせよう** としてもうまくいかない **本当の理由**
- 4 脳科学に基づいた **子どもの能力を伸ばす 褒め方、叱り方**
- 5 **今日から出来る!** 脳科学からのアプローチ

講師 **井上 顕滋** 氏

- ・ 非営利型一般財団法人 日本リーダー育成推進協会 特別顧問
- ・ リザルトデザイン株式会社 代表取締役



プロフィール

経営者として33年、人材育成コンサルタントとして21年、自社およびクライアント企業の経営者や社員の育成に従事。子どもが望む成功と幸せを手にするための教育を模索するなか、自らが企業様から非常に高い評価を得てきた最先端の脳科学や心理学を活用した人材育成および能力開発の手法を、驚異的な吸収力を持つ子どもの頃からトレーニングすることを企画し、2011年12月に子どもの教育事業を開始、現在に至る。メンタルコーチとして、プロスポーツ選手もサポートしている。

著書



子育てママに知ってほしい
ホンモノの自己肯定感
著者: 井上 顕滋
出版社: 幻冬舎



7つの「できない」を変える
「できる」部下の育て方
著者: 井上 顕滋
出版社: 幻冬舎

メディア

- ・ プレジデントオンラインに記事掲載
- ・ 現代ビジネスに寄稿記事掲載
- ・ HR NOTEにインタビュー掲載

参加者の声

感想やご意見、喜びの声が多数寄せられています。その一部をご紹介します。

自分のすぐのできる行動が見えた
I・N様

非常に勉強になりました! 帰ってから是非実践したいと思っています。
子供の成長が楽しみです!
S・A様

子供としゃべり時の声かけが私から変わっていることがわかりました。
今日から かわり方を 見直します。 主人にも伝えて 変わってもらいます。
M・M様

日常で、すぐに実践できると感じた
今のタイミングで、こんなことを学べたことは
K・S様

子どもに対する声のかけ方がわかった。
自己肯定感が下がりました。
乾 寛子様

子供を変えたかったら 自分も変わらなければ! と現実的に感じました。
今日のセミナーで具体的に どうすべきかも いろいろわかりました。
O・M様

推薦者からのメッセージ



- ・ 株式会社イエローハット 創業者
- ・ NPO法人 日本を美しくする会 相談役

鍵山 秀三郎氏

私はこの財団の高い志に深く共鳴をし、推薦を致します。



- ・ ウィスコンシン医科大学名誉教授 医学博士
- ・ オキシトシン研究の第一人者
- ・ 統合医療 クリニック 院長

高橋 徳氏

井上さんの話は、単なる勉強に終始せず、非常に実践的であるところが素晴らしい。これを親が学ぶというのは非常に大きな価値と影響があります。



- ・ リーグ サッカー選手 元監督
- ・ 元鹿島アントラーズ選手
- ・ 和魂サッカースクール代表

奥野 僚右氏

子どものうちに身につけるといいこと、子どものうちにしか身につかないことがあります。小学生のお子さんをお持ちの方にはぜひこの講座に参加して欲しいです。

参加費
無料

子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座

スマホ・タブレット
からも参加可能です

2025年
開催日程

6月4日(水)・5日(木)・6日(金)・8日(日)

開催時間

各日 9:30~13:00 (3時間半)
※延長する可能性がございますので、スケジュールには
少し余裕を持ってご参加ください。

申込期日

6月1日(日)まで

**定員になり次第
受付終了します**

期日に関わらずお早め
にお申し込みください。

脳科学講座
(オンライン開催)

申し込みはこちら



申し込みは保護者が行ってください

申し込み 方法と流れ

本講座は、インターネット環境とパソコン、タブレット、スマートフォンなどがあれば、ご自宅にてお気軽にご参加いただけます。また、保護者様には日々の子育てに対するご苦労もあるかと思えます。当財団なりの支援といたしまして、通常参加費をいただいて開催しております本講座を**【無料】**で開催することにいたしました。上記QRコードよりお申し込みください。

参加方法

参加方法についての内容をわかりやすくまとめたメールを後日お送りしますので、オンライン講座が初めての方でも安心してご参加いただけます。

※申し込み確認メールを間違いなく受信していただくために、携帯キャリアのアドレス(docomo, au, softbank)で登録の方は必ず財団ドメイン(@jpleader.org)を受信できるよう設定をお願いします。



非営利型一般財団法人
日本リーダー育成推進協会

東京事務局 / 〒104-0061 東京都中央区銀座6-16-12 丸高ビル3F
大阪事務局 / 〒534-0025 大阪府大阪市都島区片町2丁目2-40 大発ビル6F
兵庫事務局 / 〒672-8048 兵庫県姫路市飾磨区三宅1-26

お問い合わせ TEL 079-240-5313
kouza@jpleader.org



ボーイスカウトとあそぼう!

ワクワク

自然体験あそび

冬の森で遊ぼう

～さあみんなで冒険に出発だ～



日時 2025年2月23日(日) 9:00～12:00 (雨天決行)

場所 金神社(こがねじんじゃ) 愛知県瀬戸市小金町69

瀬戸市役所前駅/公立 陶生病院から徒歩3分

※お車の場合、陶生病院北側(図書館入口) 臨時駐車場

詳しい場所
はこちら



内容 ★手作ロープスライダー・ブランコで遊ぼう!

★崖登りに挑戦! ★落ち葉すべり

★丸太切り体験 ★工作体験

★そのほか 盛りだくさんのイベントです

※雨天時は内容が変更になります。



参加費

1人100円
(保険代 等)

対象 年長児～小学生3年生までの男女とその兄弟姉妹 ※先着30名+保護者

持物・服装 汚れてもよい服装(長袖・長ズボン・運動靴)

主催: 公益財団法人 ボーイスカウト日本連盟・愛知県連盟 **瀬戸第6団**

後援: 瀬戸市教育委員会

参加申込(2/19締切)

※ボーイスカウト活動にご興味を持たれた方には、当日ご説明をさせて頂く用意をしておりますので、お気軽にお声がけ下さい。

申込みは原則 申込フォーム からお願いしています。

インターネットがご使用になれない方はメールか直接お電話でも承ります。

お問合せもお気軽にどうぞ!

申し込み先: <https://sites.google.com/scout.or.jp/23aichi/>

事業コード: 2423140



申し込み先QRコード

ボーイスカウト瀬戸第6団 団委員長 平岩 浩市

TEL 090-5109-3780(平日は19:00以降で) seto6@aichi.scout.jp

Web: <https://sites.google.com/meet.scout.jp/aichi-seto6>



そなえよつねに
ボーイスカウト



保護者様へ

ヒューマンアカデミーはプログラミング教育・STEAM教育の全国普及を目指しています。

ロボット製作やプログラミング・科学実験等を通じて、子どもが試行錯誤を繰り返し、主体的に課題解決に取り組む力を育むことを目指しています。新学習指導要領で重視される「プログラミング教育」や「理数教育」に楽しみながら触れていただくことができます。

※STEM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習する「STEM教育」に、Arts（教養/創造性）を統合し、学びを実社会での課題解決に生かしていくための横断的な教育手法。

★当日は保護者様へのご説明も行っておりますのでご同伴のうえお越しください。

★お席に限りがありますので、お早めにご予約ください。

パーティセと教室

1/25(土) 15:15~ **2/8(土)** 15:15~ **2/22(土)** 15:15~

瀬戸市瀬戸市栄町45
パルティセと市民交流センター※地下駐車場あり
【連絡先】0528331665

お申込方法

**右記申込フォームから
お申し込みください▶**



瀬戸共栄通教室

1/25(土) 2/8(土) 2/22(土)
10:00~13:00~ 10:00~13:00~ 15:00~

2/24(月) **3/8**(土) **3/22**(土)
15:00~ 10:00~/13:00~ 10:00~/13:00~

瀬戸市共栄通5-8
(マナビー内)
【連絡先】0561-87-5670

お申込方法

**右記申込フォームから
お申し込みください▶**



中水野教室

2/15(土) 2/16(日) 2/18(火)
10:15~ 10:15~/15:15~ 16:15~

3/2(日) 10:15~/15:15~

瀬戸市はぎの台1丁目1
ふれあいかん 西陵地域交流センター
[連絡先]090-2773-2014

お申込方法

**右記申込フォームから
お申し込みください▶**



ロボット教室のホームページはこちら

ヒューマンアカデミー ロボット教室

<https://kids.athuman.com/robo/>

瀬戸の歴史を知ろう

武田信玄史跡探索イベント開催

～武田信玄と瀬戸との関わりについて学ぶ～



織田信長と決戦の前、武田信玄はこの世を去った。信玄の死を隠し、影武者を立て戦うことになった武田軍。終焉地を隠したため現在まで信玄の墓は不明である。

信玄の死から450年、信玄終焉地の謎に迫る。

イベント内容 毎月第二日曜日開催！

日 時： 令和7年2月 9日(日) 10:00～12:00

集合場所： 山口憩いの家

内 容： ①武田信玄ブチ勉強会
②山口郷土資料館見学
③武田信玄史跡見学

参加費： 500円（会員の方は無料）

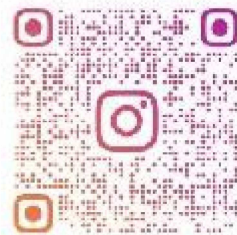
参加申込： 氏名、住所、電話番号、参加日、「歴史探索参加希望」と明記のうえ下記mailまで送信ください。

mailアドレス shingen1103.seto@gmail.com

又は070-9098-8353 山田迄

開催団体： 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会会員

尾張瀬戸武田信玄古城再建プロジェクトチーム



OWARISETOFURINKAZAN

令和6年度 瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)【教育政策課】

当日配布

(歳入)		(単位：千円)					
款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説明
					区分	金額	
15款 国庫支出金 2項 国庫補助金	7目 教育費国庫補助金	412,506	99,790	512,296	01 教育総務費補助金 02 小学校費補助金	79,881 19,909	八幡小学校校舎長寿命化改良・増築工事（Ⅰ期） 79,881 水野小学校長寿命化改良・増築工事（Ⅱ期） 9,650 幡山東小学校長寿命化改良・増築工事（Ⅱ期） 10,259
16款 県支出金 2項 県補助金	8目 教育費県補助金	3,000	▲ 3,000	0	02 小学校費補助金	▲ 3,000	幡山東小学校法面保護工事設計業務委託 ▲ 3,000
17款 財産収入 1項 財産運用収入	2目 利子及び配当金	700	138	838	01 利子及び配当金	138	教育創造基金運用利息 137 調整 1
18款 寄附金 1項 寄附金	4目 教育費寄附金	1	200	201	01 教育総務費寄附金	200	寄附金 200
19款 繰入金 2項 基金繰入金	12目 教育創造基金繰入金	32,986	▲ 30,000	2,986	01 教育創造基金繰入金	▲ 30,000	子どもの居場所支援整備事業 ▲ 30,000

令和6年度 瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)【教育政策課】

(歳 出)		(単位：千円)						
款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説 明	
					区分	金額		
10款 教育費 1項 教育総務費	2目 事務局費 0050事業 愛知朝鮮第七初級 学校事業費補助金	700	▲ 700	0	18 負担金、補助及び 交付金	▲ 700	愛知朝鮮第七初級学校事業費補助金（使用見込みがないため） ▲ 700	
10款 教育費 1項 教育総務費	2目 事務局費 0070事業 私立高等学校等 授業料補助	2,000	▲ 800	1,200	18 負担金、補助及び 交付金	▲ 800	私立高等学校等授業料補助金（使用見込みがないため） ▲ 800	
10款 教育費 1項 教育総務費	2目 事務局費 0075事業 教育創造基金 積立金	701	338	1,039	24 積立金	338	基金運用利息 138 寄附金 200	
10款 教育費 2項 小学校費	2目 学校施設費 0110事業 小学校施設管理	521,260	▲ 15,243	506,017	10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	▲ 13,000 ▲ 600 ▲ 1,643	電気料 ▲ 8,000 水道料 ▲ 5,000 電気設備保守点検（15校） ▲ 300 飲料水水槽清掃業務 受水槽12基 高架 水槽9基 ▲ 300 教員用office365ライセンス（更新期間 変更のため） ▲ 1,643	
10款 教育費 2項 小学校費	3目 学校建設費 0120事業 小学校施設整備	1,039,656	▲ 7,000	1,032,656	12 委託料	▲ 7,000	幡山東小学校法面保護工事設計業務委託 ▲ 4,000 バスケットゴール保守点検業務委託 ▲ 3,000	
10款 教育費 3項 中学校費	2目 学校設備費 0140事業 中学校施設管理	248,628	▲ 8,000	240,628	10 需用費	▲ 8,000	電気料 ▲ 5,000 水道料 ▲ 3,000	
10款 教育費 3項 中学校費	3目 学校建設費 0150事業 中学校施設整備	73,578	▲ 30,500	43,078	12 委託料 14 工事請負費	▲ 500 ▲ 30,000	バスケットゴール保守点検業務委託 ▲ 500 子どもの居場所整備（幡山中、品野中、 水野中） ▲ 30,000	
10款 教育費 4項 特別支援学 校費	2目 学校施設費 0160事業 特別支援学校 施設管理	21,097	▲ 478	20,619	13 委託料	▲ 478	教員用office365ライセンス（更新期間 変更のため） ▲ 283 デジタル教科書（購入見込みがないた め） ▲ 195	

令和6年度 瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)【学校教育課】

(歳 出)

(単位：千円)

款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
10款 教育費 1項 教育総務費	4目 教育指導費 0110事業 まるっとせとっ 子フェスタ実施	2,376	▲ 972	1,404	13 使用料及び賃借料	▲ 972	送迎バス賃借料（未執行分） ▲ 972
10款 教育費 1項 教育総務費	4目 教育指導費 0160事業 一般管理	53,705	▲ 8,472	45,233	12 委託料	▲ 6,600	徴収金システム導入費（未執行分） ▲ 6,600
					13 使用量及び賃借料	▲ 1,872	徴収金システム運用費3学期（未執行分） ▲ 1,072
							タクシー借り上げ料（不要見込み） ▲ 800

令和6年度 瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)【文化課】

(歳 出)

(単位：千円)

款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
2款	15目	14, 228	▲ 10, 620	3, 608	10 需用費	▲ 10, 620	旧山繁商店応急修繕料 ▲ 10, 620
総務費	文化費						
1項	0030事業						
総務管理費	文化財保護普及						

令和6年度 瀬戸市教育委員会3月補正予算(案)【スポーツ課】

(歳 入) (単位：千円)

款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
18款 寄附金 1項 寄附金	4目 教育費寄附金	0	200	200	02 保健体育費寄附金	200	寄附金 200

(歳 出) (単位：千円)

款項目		補正前額	補正額	補正後額	節		説 明
					区分	金額	
10款 教育費 6項 保健体育費	3目 体育施設費 0110事業 体育施設整備	146,350	▲ 2,573	143,777	14 工事請負費	▲ 2,773	不用額について減額を行うもの ▲ 2,773
					17 備品購入費	200	市民公園野球場 ティー用ネット 4台 200

令和 7 年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【教育政策課】

(歳 入)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容
1 4 - 1 - 8 教育使用料	13,486	13,364	122	学校敷地内市職員等駐車使用料 12,081 学校等敷地内電柱敷等使用料 1,405
1 5 - 1 - 3 教育費国庫負担金	129,000	0	129,000	にじの丘学園校舎増築工事 129,000
1 5 - 2 - 5 教育費国庫補助金	200,908	398,130	▲ 197,222	八幡小学校校舎長寿命化改良・増築工事（Ⅱ期） 178,245 学校教育施設整備備品購入 1,360 幡山西小学校屋内運動場トイレ改修工事 4,803 子どもの居場所整備 16,500
1 6 - 3 - 6 教育費委託金 (県支出金)	18	18	0	学校基本調査委託金 18
1 6 - 4 - 1 市町村権限移譲交付金 (県支出金)	10	10	0	市町村立専修学校、各種学校に係る設置廃止認可等 10
1 7 - 1 - 1 財産貸付収入	791	791	0	萩山小学校普通財産貸付料（菱野幼稚園） 791
1 7 - 1 - 2 利子及び配当金	700	700	0	株配当金 700
1 8 - 1 - 4 教育費寄附金	1	1	0	教育総務費寄附金 1
1 9 - 2 - 1 0 教育創造基金繰入金	26,180	32,986	▲ 6,806	小中一貫教育推進 1,040 グローバル教育推進 4,170 せとドリーム事業実施 1,000 子どもの居場所支援整備事業 16,500 子どもの居場所づくり推進事業 3,470
2 1 - 4 - 3 雑入	4,182	4,004	178	通学定期運行協力金 3,504 マナカデポジット代 120 せとっ子モアスクール等電気等使用料 558
計	375,276	450,004	▲ 74,728	

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【教育政策課】

（歳 出）

（単位：千円）

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
10-1-1 教育委員会費	2,869	2,885	▲ 16	教育委員会 委員報酬 6人 2,657 一般管理 212
10-1-2 事務局費	15,435	15,518	▲ 83	私立高等学校事業費補助金 900 愛知朝鮮第七初級学校事業費補助金 450 瀬戸市小中学校PTA連絡協議会補助金 282 私立高等学校等授業料補助金 2,000 教育創造基金積立金 701 会計年度任用職員（旅費含む） 3,029 一般管理 8,073
10-1-3 小中一貫校整備費	611,369	900,011	▲ 288,642	萩山小学校（瀬戸特別支援学校）長寿命化改良工事調査・設計業務委託（Ⅱ期） 18,700 八幡小学校屋内運動場改築工事設計業務委託 37,600 八幡小学校外構整備工事設計業務委託 1,000 引越移転業務委託 5,000 新小学校移設端末設定業務委託 1,053 八幡小学校校舎長寿命化改良・増築工事（Ⅱ期） 496,000 新小学校校名看板整備 1,300 新小学校備品購入費 50,000 その他菱野団地小中一貫校整備費 716
10-2-2 学校施設費 （小学校）	533,134	561,311	▲ 28,177	会計年度任用職員（旅費含む） 15人 60,731 学校教育施設整備備品購入 1,500 光熱水費 150,000 電話料 6,618 教育用ネットワーク回線料 9,167 にじの丘小学校通学定期券 20,294 し尿浄化槽管理委託 6,978 教職員用パソコン賃借料 14,671 教育用コンピュータ賃借料 31,081 管理用ソフト更新賃借料 14,494 公立学校情報機器（タブレット）賃貸借 86,716 公立学校情報機器（大型提示装置）賃貸借 20,250 カラー複合機賃借料 7,708 備品購入費 23,345 その他小学校施設管理費 79,581

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【教育政策課】

(歳 出)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
10-2-3 学校建設費 (小学校)	1,663,784	869,406	794,378	修繕料 11,000 施設整備事業費（16校） 6,000 にじの丘学園校舎増築工事 621,000 屋内運動場空調設備設置工事 1,000,000 幡山西小学校屋内運動場トイレ改修工事 22,288 その他小学校施設整備費 3,496
10-3-2 学校施設費 (中学校)	251,346	263,005	▲ 11,659	会計年度任用職員（旅費含む）5人 20,836 学校教育施設整備備品購入 1,100 光熱水費 67,867 にじの丘中学校通学定期券 13,999 教職員パソコン更新賃借料 6,289 管理用ソフト更新賃借料 5,796 教育用コンピュータ賃借料 18,549 公立学校情報機器（タブレット）賃貸借 42,921 公立学校情報機器（大型提示装置）賃貸借 8,443 備品購入費 16,006 その他中学校学校施設費 49,540
10-3-3 学校建設費 (中学校)	943,962	100,028	843,934	修繕料 5,740 子どもの居場所整備（幡山中、品野中、水野中） 33,000 屋内運動場空調設備設置工事 900,000 その他中学校施設整備費 5,222
10-4-2 学校施設費 (特別支援学校)	23,645	26,707	▲ 3,062	会計年度任用職員（旅費含む）3人 7,028 光熱水費 6,500 管理用ソフト更新賃借料 697 公立学校情報機器（タブレット）賃貸借 1,349 公立学校情報機器（大型提示装置）賃貸借 794 その他特別支援学校施設管理費 7,277
計	4,045,544	2,738,871	1,306,673	

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【学校教育課】

（歳入）

（単位：千円）

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容
14-1-8 教育使用料	1,571	1,571	0	給食センター敷地内市職員等駐車使用料 1,567 給食センター敷地内電柱敷等使用料 4
15-2-5 教育費国庫補助金	52,626	15,249	37,377	特別支援教育就学奨励（小学校費補助金） 1,988 要保護児童就学援助 125 特別支援教育就学奨励（中学校費補助金） 1,684 要保護生徒就学援助 120 教育支援体制整備費補助金（看護師設置） 12,780 子ども・子育て支援交付金 35,929
16-2-8 教育費県補助金	42,986	82,998	▲ 40,012	地域未来塾補助金 1,493 外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金 1,866 地域学校協働活動推進員補助金 138 愛知県地域子ども・子育て支援事業費補助金 35,929 部活動指導員配置事業費補助金 3,560
16-3-6 教育費委託金	42,555	305	42,250	職場体験推進 235 キャリアスクールプロジェクト委託金 70 ラーケーションの日事業委託金 42,250
17-2-2 物品売払収入	330	660	▲ 330	廃油売払料 330
21-4-3 雑入	561,278	572,313	▲ 11,035	副読本販売 2 電話利用料 7 瀬戸市立瀬戸特別支援学校負担金 41,146 スクールタクシー運行協力金 372 学校給食費負担収入 519,751
計	701,346	673,096	28,250	

令和 7 年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【学校教育課】

（歳 出）

（単位：千円）

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
1 0 - 1 - 4 教育指導費	376,316	327,595	48,721	教育支援委員会委員 3 人 206 学校運営協議会委員 2 2 1 人 1,989 会計年度任用職員 240,431 副読本配布 4,041 外国人児童生徒教育推進 6,869 国際理解推進 42,768 基礎学力向上 6,582 子どもの居場所づくり推進 14,773 学校支援 6,102 職場体験推進 305 まるっとせとつ子フェスタ実施 1,393 教員研修 2,181 グローバル教育推進 4,170 せと・まるっとキャリア教育推進 4,000 小中一貫教育推進 1,040 コミュニティ・スクール推進 4,758 せとドリームプラン 1,000 小中学校文化活動奨励補助金 300 教員研修助成金 100 一般管理 33,308
1 0 - 2 - 1 学校管理費	49,998	50,011	▲ 13	小学校管理 49,998
1 0 - 2 - 4 教育振興費	45,735	51,428	▲ 5,693	特別支援教育就学奨励 3,977 要保護・準要保護児童就学援助 41,758
1 0 - 3 - 1 学校管理費	31,299	31,298	1	中学校管理 31,299
1 0 - 3 - 4 教育振興費	54,074	50,763	3,311	特別支援教育就学奨励 3,370 要保護・準要保護生徒就学援助 50,704
1 0 - 4 - 1 学校管理費	43,708	37,911	5,797	会計年度任用職員 40,026 特別支援学校管理 3,682

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【学校教育課】

(歳 出)

(単位：千円)

事業名 (目)	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
10-6-1 保健総務費	95,261	96,429	▲ 1,168	嘱託医師等 84人 59,851 児童生徒・教職員健康診断 18,658 瀬戸市学校保健会補助金 1,167 瀬戸市中小学校体育連盟補助金 2,800 一般管理 12,785
10-6-5 学校給食総務費	666,388	640,354	26,034	会計年度任用職員 73,909 学校給食調理 519,231 学校給食調理（物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金） 67,652 一般管理 5,596
10-6-6 学校給食センター費	211,161	172,259	38,902	学校給食センター運営委員会 委員報酬 37 5人 会計年度任用職員 5,127 配膳室整備 7,946 学校給食センター業務委託 114,663 学校給食センター施設管理 81,915 一般管理 1,473
10-6-7 学校給食単独校費	417,800	371,795	46,005	単独校調理業務委託 329,945 単独校給食室施設管理 87,855
計	1,991,740	1,829,843	161,897	

令和 7 年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【図書館】

(歳 入)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容
1 4 - 1 - 8 教育使用料	360	397	▲ 37	職員駐車料金 360
1 4 - 2 - 6 教育手数料	1	60	▲ 59	複写印刷 1
1 7 - 1 - 1 財産貸付収入	274	274	0	自動販売機設置場所貸付料 274
2 1 - 4 - 3 雑入	76	76	0	市刊行物等売払収入 1 自動販売機電気料 30 資料亡失代金 45
計	711	807	▲ 96	

令和 7 年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【図書館】

(歳 出)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
10-5-3 図書館費	438,549	303,828	134,721	図書館協議会委員 6人 88
				図書館施設整備 318,339
				図書購入 19,895
				文化講座・読書会育成 2,006
				パーティセと情報ライブラリー 20,801
				地域図書館 8,870
				視聴覚教育用教材等貸出 608
				非来館型図書館サービス運営 2,596
				図書館施設管理 1,777
				一般管理 63,569
計	438,549	303,828	134,721	

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【コミュニティ推進課】

(歳入)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容
21-4-3 雑入 (講座等参加者 負担収入)	20	215	▲ 195	生涯学習推進 20
計	20	215	▲ 195	

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【コミュニティ推進課】

(歳 出)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
10-5-1 社会教育総務費	955	901	54	社会教育委員報酬 132 生涯学習推進 799 一般管理 24
10-5-2 地区公民館費	9,688	108,435	▲ 98,747	二十歳を祝う会委託 4,488 地区公民館生涯学習補助金 4,200 テーマ型地区公民館生涯学習事業 1,000
計	10,643	109,336	▲ 98,693	

令和 7 年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【スポーツ課】

(歳 入)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳入の内容
1 4 - 1 - 8	4, 268	3, 700	568	瀬戸市定光寺野外活動センター使用料 1, 400
教育使用料				学校体育施設開放 2, 868
計	4, 268	3, 700	568	

令和7年度 瀬戸市教育委員会当初予算（案）【スポーツ課】

(歳 出)

(単位：千円)

事業名（目）	本年度	前年度	比較	主な歳出の内容
10-6-2 体育総務費	5,030	4,963	67	学校体育施設開放 5,030
10-6-4 野外活動センター費	28,854	28,537	317	野外活動センター施設管理 28,854
計	33,884	33,500	384	

瀬戸市公民館の施設の使用に係る減免基準

1 目的

令和 6 年 4 月 1 日から指定管理者制度による公民館の管理運営（施設の運用）が開始されました。「瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例」第 1 1 条及び「瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」第 8 条において、減免について規定されておりますが、規則第 8 条第 1 項第 3 号における、減免の対象となる対象者や使用目的が明確となっていないため、減免基準を以下のとおり明示します。

2 減免基準

項番	対象者・使用目的	減免率	根拠となる規則
1	市又は市の機関が主催又は共催して使用する場合	全額免除	規則第 8 条第 1 項第 1 号
2	市又は市の機関に準じる機関が主催又は共催して使用する場合	全額免除	同第 3 号
3	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条の規定により個人演説会を開催する場合（条例第 9 条第 2 項に該当するときに限る。）	使用料の額の 1/3 に相当する額	同第 2 号
4	公益性が高い地域活動を行い、市が補助金を交付している団体（自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の団体）が使用する場合	全額免除	同第 3 号
5	指定管理者及び各公民館が主催して使用する場合 但し、使用料を参加費で賄うことができる場合を除く。	全額免除	同第 3 号
6	公民館が所在する地域の公民館活動に協力し、地域力向上に資する（努めることができる）と認められた団体	使用料の額の 1/2 に相当する額 （※ 1）	同第 3 号

（※ 1） 減免率適用後に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは十の位を四捨五入した使用料を適用します。

（※ 2） その他、指定管理者が独自の基準で減免を行おうとする場合は、あらかじめ瀬戸市と協議が必要です。

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（概要）

1. 令和7年度全国学力・学習状況調査の概要

①調査内容

- ・教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）
- ・質問調査（児童生徒質問調査、学校質問調査）
※教科に関する調査（中学校理科）、質問調査は、オンラインで実施

②調査対象

国・公・私立学校の小学校6年生・中学校3年生

③実施予定日（時間割イメージは別紙）

- ・教科に関する調査（中学校理科以外）
令和7年4月17日（木）（調査基準日）
- ・教科に関する調査（中学校理科）、生徒質問調査
令和7年4月14日（月）～17日（木）のいずれか1日で実施
※同じ日に、生徒質問調査、中学校理科の順に実施
- ・児童質問調査
令和7年4月18日（金）～30日（水）のいずれか1日で実施
- ・学校質問調査
令和7年4月1日（火）～17日（木）の期間に各学校が実施
- ・後日実施（注）の期間
令和7年4月18日（金）～30日（水）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

2. 令和7年度調査に関する実施要領の主な特徴

- ・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
- ・中学校理科に関する調査を CBT で実施すること。
- ・中学校理科に係る調査結果の示し方として IRT スコアを利用すること。
- ・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ・CBT で実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

6 文科教第 1467 号

令和 6 年 12 月 23 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

藤原 章夫

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 文科教第 1356 号別紙）からの主な変更点は、下記のとおりです。

なお、実施要領 7.（1）調査結果の示し方及び（2）文部科学省による調査結果の公表に定める事項については、中学校理科において、生徒が活用する ICT 端末等を用いた文部科学省 CBT システムによるオンライン方式（以下「CBT」という。）及び IRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）を活用する予定であること等を踏まえ、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において検討の上、追って具体的な取扱いの詳細をお示しすることとします。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

- ・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
- ・中学校理科に関する調査をCBTで実施すること。
- ・中学校理科に係る調査結果の示し方としてIRTスコアを利用すること。
- ・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ・CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和 6 年 12 月 23 日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和 7 年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第 6 学年、義務教育学校前期課程第 6 学年、特別支援学校小学部第 6 学年

イ 中学校調査

中学校第 3 学年、義務教育学校後期課程第 3 学年、中等教育学校前期課程第 3 学年、特別支援学校中学部第 3 学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合

は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあつては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。

(イ) 児童質問調査の調査実施日は、令和7年4月18日金曜日から同年4月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和7年4月14日月曜日から同年4月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ 集計対象

文部科学省が5. の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和7年4月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年4月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

(2) 後日実施等

ア 教科に関する調査

(ア) 教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和6年4月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和7年4月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(イ) CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ 児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

(3) 学校質問調査

令和7年4月1日火曜日から同年4月17日木曜日までの間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

(4) 調査問題等の公表

文部科学省は、令和7年4月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(中学校理科については、非公開とする問題を除く。)。

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）

とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

エ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和7年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会

- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

（ウ）各教科の公開問題の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

（ア）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

（イ）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

（２）文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（１）アからウまでで示した結果。ただし、（イ）から（エ）までの区分で公表する内容については、別に定める。

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京２３区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他調査の目的の達成に資する分析

（３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(ウ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
- また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(イ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(ウ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護等

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

（3）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

（ア）小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

（イ）中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

令和 7 年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

主な実施予定日

- ・教科に関する調査（中学校理科以外）：令和 7 年 4 月 17 日（木）（調査基準日）
- ・生徒質問調査、中学校理科：令和 7 年 4 月 14 日（月）～17 日（木）
- ・後日実施の期間：令和 7 年 4 月 18 日（金）～30 日（水）

1. 小学校

○調査基準日（4 月 17 日）

1 時限目	休憩	2 時限目	休憩	3 時限目
国語 (45 分)		算数 (45 分)		理科 (45 分)

○児童質問調査の実施日（4 月 18 日～30 日のうち事前に学校ごとに調整された 1 日）

任意の 1 時限	
準備 (15 分程度)	児童質問調査 (20 分程度)

※学校外（自宅等）での実施も可

2. 中学校

A. 4 月 14 日～16 日に生徒質問調査・理科を実施する学校

○生徒質問調査・理科の実施日

（4 月 14 日～16 日のうち事前に学校ごとに調整された 1 日の午前又は午後）

●時限目			休憩	●時限目
準備 *1 (15 分程度)	生徒質問調査 +CBT 練習 (25 分程度)	休憩 *2 (10 分程度)	準備 (10 分程度)	理科 (50 分)

*1 準備の時間を使用して、端末の立ち上げ、ログイン、画面の調整などを行うことを想定。

*2 必要に応じて、休憩の時間を使用して、画面の調整などを行うことを想定。

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、以下のように実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

	1 時限目			休憩	2 時限目		休憩	3 時限目		休憩	4 時限目
1 組	準備	質問調査等	休憩	準備	理科						
2 組						休憩	準備	質問調査等	休憩	準備	理科

○調査基準日（4 月 17 日）

1 時限目	休憩	2 時限目
国語 (50 分)		数学 (50 分)

B. 4月17日（調査基準日）に全ての調査を実施する学校

○調査基準日（4月17日）

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問調査 +CBT練習	理科 (50分)

又は

1時限目	2時限目	・・・	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	・・・	生徒質問調査 +CBT練習	理科 (50分)

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で上記の時間割で実施することが困難な場合は、極力Aの日程（14日～16日）で調査を実施すること。

C. 4月18日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A又はBの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、理科、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかったものを4月18日以降に調査を行うことができる。このうち、CBTで行う理科と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

（国語、数学）

日程	A・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（理科）

日程	A（4月14～16日）・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

※生徒質問調査は理科と同じ日に実施。C日程の場合は学校外（自宅等）での実施も可

調査の実施に関するスケジュール（予定）

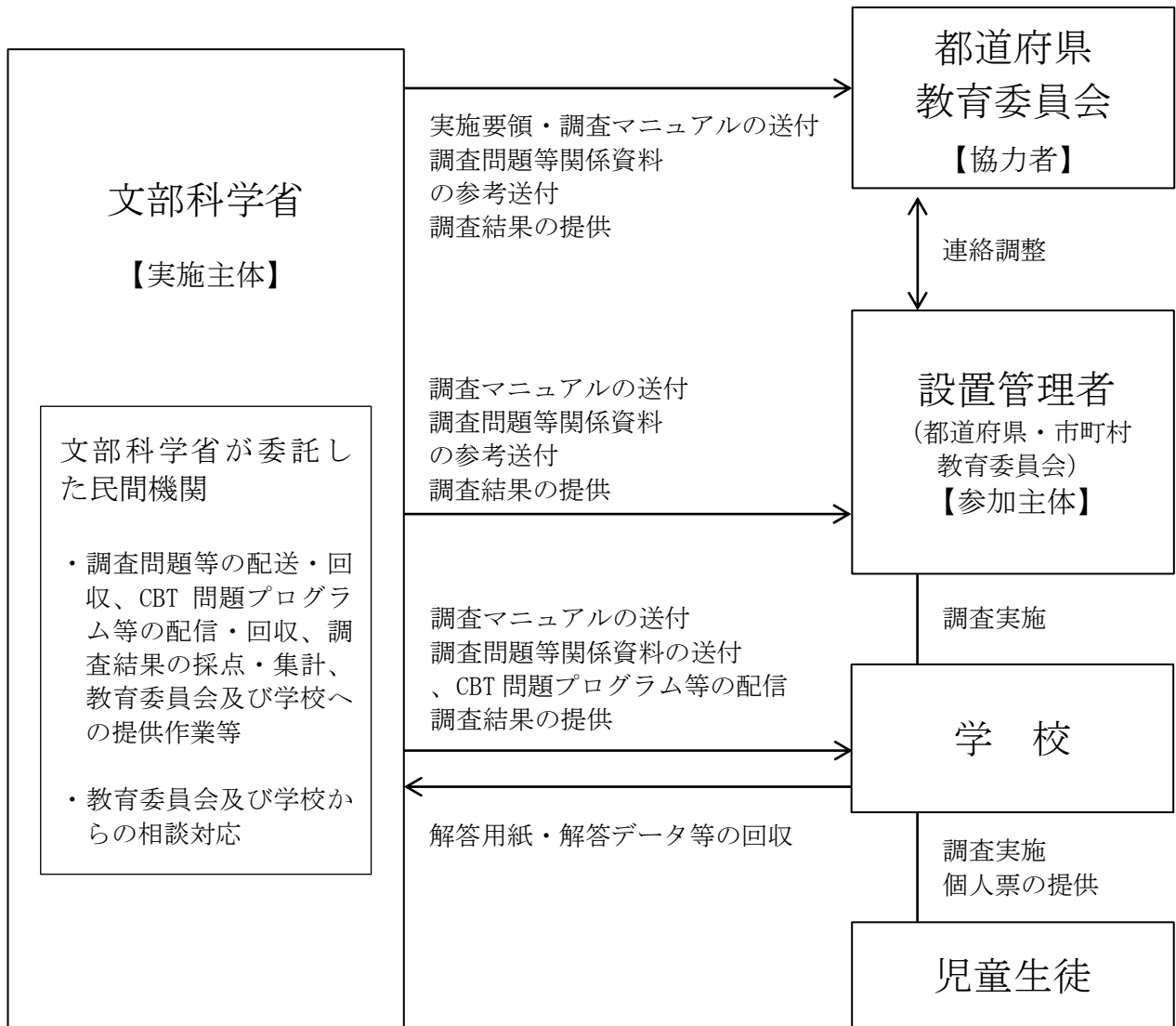
	文部科学省等（※1）	都道府県等（※2）	設置管理者	学校
R6年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・ 周知	実施要領の受領 ・ 周知	実施要領の受領 ・ 周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・ 実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・ 実施要領の遵 守を回答	
R7年 3月頃	調査マニュアル の作成・配布	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
・ 教科に関する調査（中学校理科以外） 令和7年4月17日（木）（調査基準日） ・ 教科に関する調査（中学校理科）、生徒質問調査 令和7年4月14日（月）～17日（木）のいずれか1日で実施				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

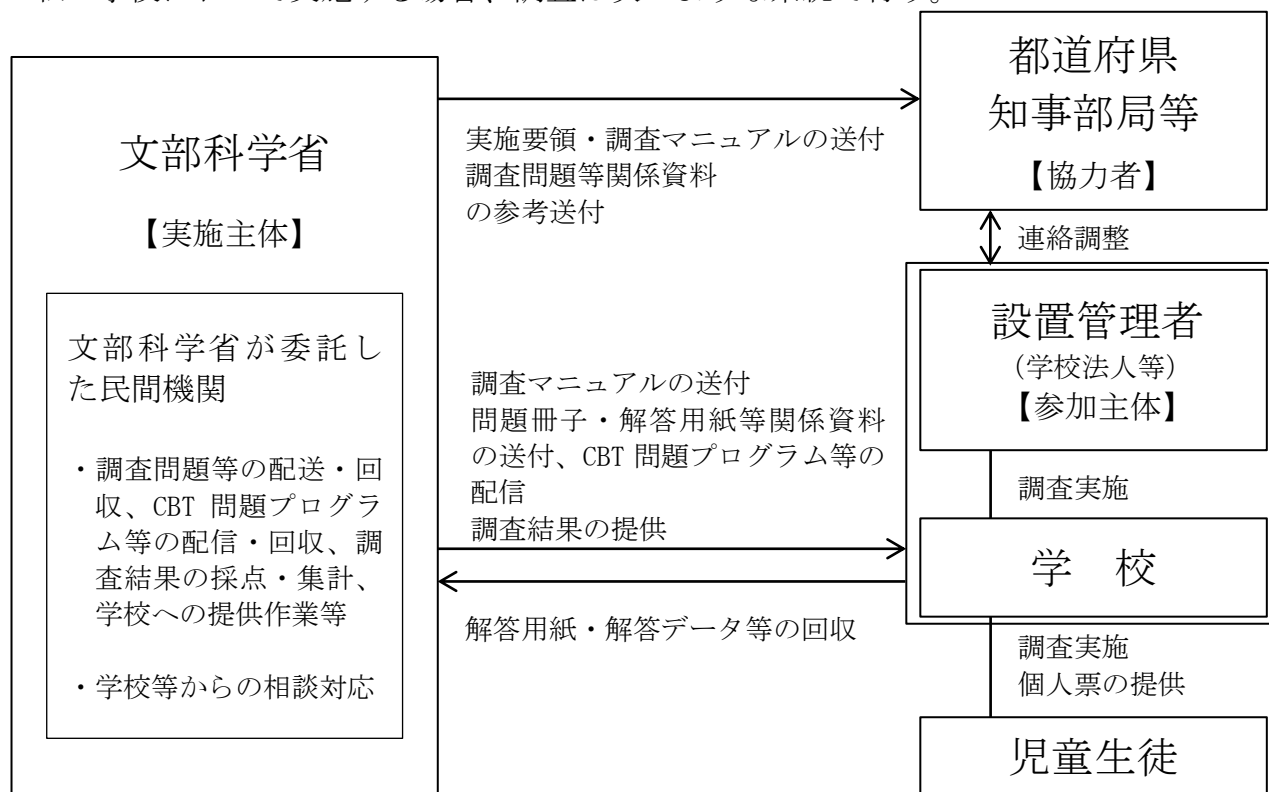
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



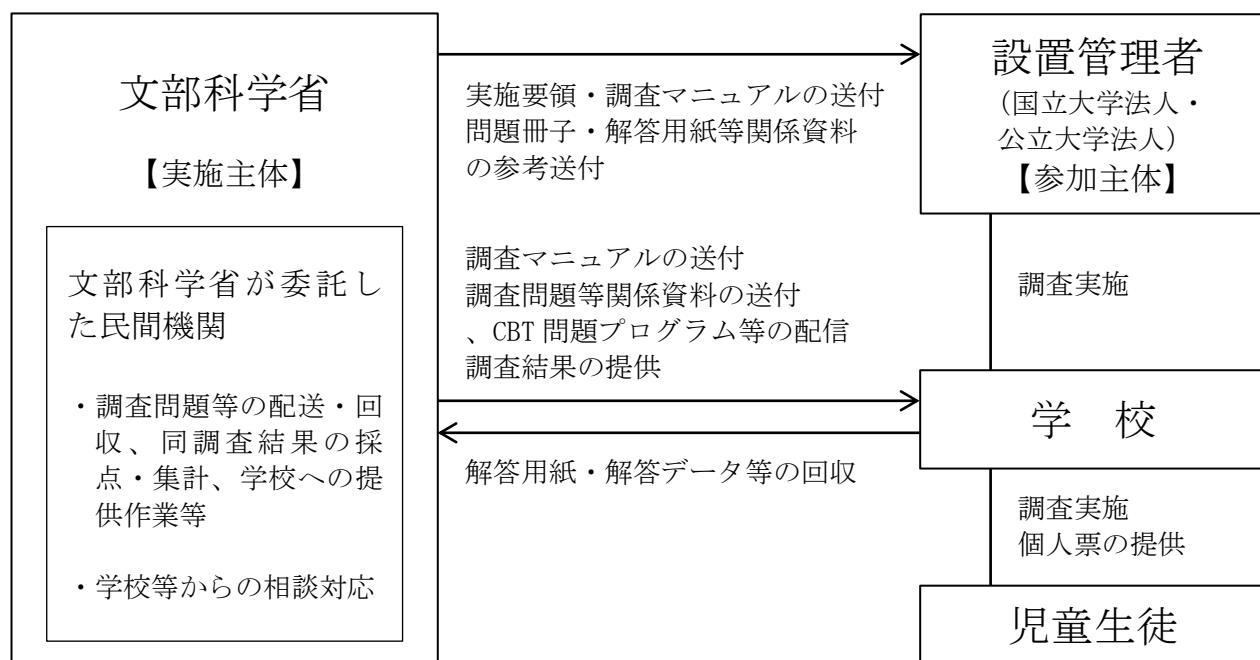
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



令和7年度全国学力・学習状況調査 当面の主な予定

※赤字(下線)は例年の予定に追加となるものです

10 月	・【事務連絡】<u>「令和7年度全国学力・学習状況調査の CBT 方式での実施(中学校理科)」に関する説明会」での主な説明内容について</u> ・【事務連絡】<u>サンプル問題(中学校理科)の MEXCBT への搭載について</u> ■<u>報道発表・HP 掲載(サンプル問題(中学校理科)の内容等について)</u>
11 月	・【事務連絡】令和7年度全国学力・学習状況調査に関する準備のための「学校基本情報の確認(A)・(B)」について
12 月	・【事務連絡】「令和7年度全国学力・学習状況調査」担当者会議の開催について ・【通知】令和7年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について ・【通知】令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について ・【事務連絡】<u>令和7年度全国学力・学習状況調査の CBT 方式での実施(中学校理科)に向けた事前検証の実施について</u> ■「令和7年度全国学力・学習状況調査」担当者会議
1月	・【事務連絡】<u>【「令和7年度全国学力・学習状況調査」担当者会議】での主な説明内容について</u> ・【事務連絡】<u>サンプル問題(中学校理科)のうち特別な配慮を必要とする生徒のための問題の MEXCBT への搭載について</u> ■<u>報道発表・HP 掲載(サンプル問題(中学校理科)のうち特別な配慮を必要とする生徒のための問題の内容等について)</u> ・【事務連絡】<u>令和7年度全国学力・学習状況調査に関する準備のための「学校基本情報の確認(C)・(D)」について</u> ※児童質問調査実施希望日、中学校理科・生徒質問調査実施希望日も調査。
2月	・【事務連絡】令和7年度全国学力・学習状況調査における児童質問調査のオンライン実施に向けた事前準備(接続テスト)について ・【事務連絡】<u>令和7年度全国学力・学習状況調査におけるオンライン・CBT 方式に関する実施指定日の決定及び二次調整について</u> ※中学校理科・生徒質問調査実施指定日においては、二次調整を実施 (やむを得ない理由により通知された実施指定日で実施できない場合のみ)。 ※二次調整の結果の連絡方法は未定。
3月	・【事務連絡】令和7年度全国学力・学習状況調査における連絡体制について ・【事務連絡】令和7年度全国学力・学習状況調査の「調査終了報告」について

	・【事務連絡】令和7年度全国学力・学習状況調査に関する準備のための「学校基本情報の確認(C)・(D)」で登録した情報の確認について ・【事務連絡】令和7年度全国学力・学習状況調査に関する連絡事項について
--	--

<備考>

- ・上記は現時点での予定であり、今後変更となる可能性があります。
- ・表中の【事務連絡】【通知】のタイトルは全て仮称であり、実際に発出するものと異なる場合があります。
- ・全国的な学力調査に関する専門家会議「調査結果の取扱い検討ワーキンググループ」での検討状況などを受け、上記以外の事務連絡を追加で発出する可能性があります。その場合も発出する事務連絡の数が極力少なくなるよう配慮します。
- ・今後発出する主な通知・事務連絡については、文部科学省 HP の以下のページに随時掲載する予定です。

【文部科学省 HP】令和 7 年度の調査実施

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/zenkoku/1417152_00015.htm